

鳥取県医師会指定学校医制度の趣旨説明

時代の変遷に従い、学校保健における課題は移り変わってきています。学校保健の課題の中で学校医の果すべき役割は、児童生徒の「健康管理」の充実に加えて、「健康教育」への積極的な参加が期待されています。その内容は時代の変遷とともに変わってゆく必要がありますが、学校現場の人たちにとって学校医はただの「健康診断医」ではなく、児童・生徒・職員等の健康を守るために務めている医師（集団）であり、専門科としての「健康教育者」へと変わらなければならない時代であり、そうあるべき制度となる必要があります。

しかし、一人の学校医が専門家として全ての課題に対応できない現状もあり、種々の理由・原因が入り混じって学校医の活動そのものが一部形骸化しているのが現実です。現在の三科体制（内科系、耳鼻科、眼科）では、現在の学校での課題に対応ができにくくなっていることは明白であり、**他科の専門医**（産婦人科、整形外科、皮膚科、精神科など）の参加・援助が必要です。

学校保健は公衆衛生の一分野であり「生涯保健」の一部であり、学校現場で行われる健康教育は、家族の健康教育へとつながり、家族～地域と一緒に教育できる絶好の場となり得ます。学校保健は、地域の医師全員で協力支援すべき「**地域保健**」そのものだと思います。

社会環境の変化に伴って変貌する学校保健活動に対応できるように、学校医は継続的な知識や技能の習得・質の向上と活性化を図る必要があります。レベルの高い学校医活動を維持するためには、**学校医に特化した研修～教育システム**が必要ですが、現状では、学校医の包括的・継続的な研修～教育システムは十分ではありません。学校保健の質の向上のためには、学校医の初任者は必ず「学校医初任者研修」等も含めて、「学校医研修会」受講を義務づける制度や、さらに、学校医の生涯教育・研修として自身の活動を検証できる学校医教育システムを制度化する必要性もあります。そして、それと連動して、学校に必要とされる学校医としての「学校医認定制度」の導入も検討課題となります。これら学校医の質の向上を担保として、学校医の待遇改善～適正な学校医報酬も手当てされるべきであると思います。

しかし、上記のような「学校医認定制度」ができるには、学校医側のみでなく、学校や教育委員会側の問題もあり、まだまだ実現にはハードルが高いのが現実です。まず、学校医自身の活動を検証でき、研修できる“ゆるやかな制度”として「鳥取県医師会指定学校医制度」をつくり、一定の研修（単位）を受けた学校医を「鳥取県医師会指定学校医」として、学校保健の専門医として活動して頂くことからはじめたいと考えます。

もちろん、「鳥取県医師会指定学校医」でなければ、学校医に指名されないとか、学校医になれないというものではありません。しかし、全ての学校医の先生方に「鳥取県医師会指定学校医」になって頂きたいと願います。それを担保に、**学校医活動に見合った報酬の交渉**もできると願っています。

地域によっては医師不足の問題も絡んで難しい問題ですが、学校医同士のネットワークを重視し、もっと先を見通した学校医像・制度を考えて行きたいと考えています。